

## 労働者派遣事業におけるマージン率の公開

2017年8月  
株式会社ジャパンネット

2012年10月1日付の「改正労働者派遣法」の施行に伴い、マージン率等を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

当社の直近の事業年度(2016年6月～2017年5月)におけるマージン率等は以下のとおりです。

派遣労働者の数： 21人(1日平均実績数)

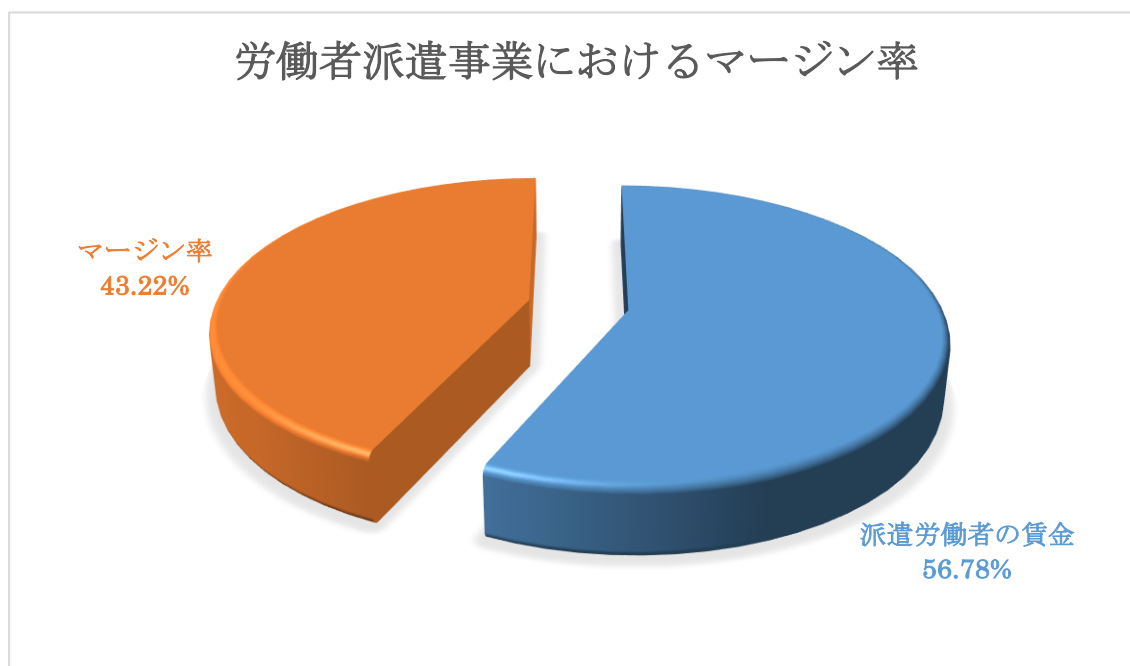
派遣先の数： 5社

労働者派遣に関する料金の額の平均額： 29,447円(1日8時間あたり)

労働者派遣の賃金の平均額： 16,720円(1日8時間あたり)

マージン率： 43.22%

教育訓練に関する事項： 情報セキュリティ教育 等



派遣料金の中で一番多く占めるのが派遣労働者の給与等で、マージン率には下記の内容が含まれております。

- ・ 事業主として、負担すべき社会保険料、労働保険料
- ・ 派遣労働者が取得する有給休暇、慶弔等の特別休暇に充当した費用、健康診断費用
- ・ 資格取得支援および教育研修費用
- ・ 営業、管理、採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- ・ 宣伝広告費、通信費等の諸費用
- ・ 営業利益 等